

No.	課室 所名	目標項目	難易度 (ABC)	目標の内容				目標に対する活動(上半期レビュー)		目標達成の状況(output・input)		成果分析[outcome]	
				目標指標の内容 (何を)	目標の基準値 (目標設定時の状態・比較実績)	目標達成時期 (いつまでに)	目標値 (どの水準までどうする・達成後の状態)	目標達成のための具体的方法 (具体的な取組・行動の内容・スケジュールの概要など)	【現状】 上期(4月～9月)の取組実績 (具体的活動・行動)	【ギャップと対策】 下期(10月～3月)に向けた課題と 取組の予定(具体的活動・行動)	①達成値・実績値 (目標の達成状況・ 現在の状態)	②取組・行動内容 (目標達成のために 行った取組・行動)	③目標達成による成果 (目標の達成による効果、 目標達成できなかった事由)
				1	教育指導課	・子どもの確かな学力と教職員の指導力の向上を目指す研究指定事業の推進並びに指導主事等による学校訪問指導や研修の充実	A	・「言語活動の充実」を核とした研究指定事業の推進による授業改善の充実と、児童生徒の思考力・判断力・表現力等の育成 ・国際社会に生きる子どもたちの異文化理解を促進し、コミュニケーション能力の基地を養う小学校外国語活動の実践と研修の充実	・中学校区ごとの研究実践の継続 ・学校図書館の有効活用状況(実態調査)における学校間格差 ・英語教育の変化を視野に、小学校外国語活動の授業改善と実施内容の一層の充実	・11月中旬までに	・研究指定校における小・中連携による研究実践の積み重ねと研究成果の市内小・中学校へ発信 ・全小・中学校における学校図書館の整備・運営の充実に向けた研修の充実と実践事例の共有 ・英語科の教育専門誌とALT(外国語指導助手)派遣による実践と研修の充実及び研修会の実施による教員の授業力向上を推進 ・全小・中学校における学校訪問指導及び公開研究会に関する事前指導の実施 ・図書館担当教職員や司書補助員等を対象とした研修会の開催 ・各小学校5・6年生へ年間35時間ALT派遣が可能な体制整備と、30時間以上の実施 ・授業研究を中心とした研修会を開催	・研究指定校を山内中学校に設定し、山内中学校及び山内小学校において「授業改善」「小・中連携」「図書活用」「NIE推進」の4つの柱を設定 ・研究指定校を中心とした学校訪問指導及び公開研究会に関する事前指導の実施 ・全小・中学校図書館巡回及び小学校司書との個別知能検査を通したコンサルテーションの実施 ・小学校5・6年生全学年級に年間35時間ALT派遣が可能な体制を整備し、よりよい授業の在り方について協議する研修会を開催予定(19名:各校1名参加)	・研究指定校による、外部講師を招聘しての「言語活動の充実」研修会の開催(10月、2月) ・研究指定校連絡協議会での公開研究会運営、準備状況の確認(12月) ・各校の「言語活動の充実」の成果と課題をまとめた教育推進委員会研究紀要の作成・発行(1～3月) ・11/6、1/8 学校司書研修会の実施。 ・11/18、1/8 横手市学校図書館研修会の実施。(学校図書館担当教員、学校司書、市立図書館職員、参加希望教職員を対象とする) ・横手市小学校外国語活動研修会(全小学校から教員各1名が参加)を、年間2回実施した(8月・12月)。教科化にもむけて指導力向上に資する研修会を行った。 ・学校訪問等を通して、教育専門誌とALTとの効果的なTTIについて指導・助言を行った。 ・あきたっぴアローバルびじょん事業(県主催)を活用し、国際教養大学の留学生、AIA(秋田県国際交流協会)のサポーター、JICA研修員を講師として招き、国際理解教室を実施した(龍崎小、吉田小)。
2	教育指導課	・幼児期から成人期に至る一貫した指導・支援の確立を図る特別支援教育の充実	A	・校内支援体制の整備・推進 ・特別支援教育支援員の配置希望の増加 ・「子ども部会」の立ち上げから4年経過 ・就学サポートファイル等を活用した相談支援・就学指導の推進	・支援を必要とする児童生徒の増加 ・特別支援教育支援員の配置希望の増加 ・「子ども部会」の立ち上げから4年経過 ・平成26年度は12名の新就学児童に対して就学サポートファイルを作成	・11月中旬までに	・特別支援教育コーディネーターを中心とした機能的な校内支援体制の整備 ・学校訪問、支援員配置状況調査、非常勤職員雇用面接等の機会をもち、各校の状況確認及び指導助言 ・月に1回程度開催予定の「子ども部会」定例会における情報の共有化と就学指導への反映 ・子ども未来係との積極的連携による係小連携・就学指導の充実 ・就学サポートファイル等を活用した就学時の支援体制及び就学後の継続した相談体制の確立	・学校訪問等による特別支援教育支援員の状況確認の継続。 ・「子ども部会」定例会の開催(6月、8月実施) ・横手市上級特別支援教育コーディネーター連絡協議会による情報の共有(7月・9月) ・5歳児健康相談会の事業主体である健康推進課及び「モモの家」等の療育機関との連携 ・就学時健診後の相談の継続、就学後の就学サポートファイル評価会及び個別知能検査の実施 ・「保育所(園)・幼稚園訪問による早期からの幼児の実態把握(7月～9月)	・学校訪問による特別支援教育支援員の状況確認の継続。 ・「子ども部会」定例会の開催(月1回開催) ・就学サポートファイル作成評価会議の実施 (1月下旬～1月下旬) ・就学サポートファイルの作成(20名分) ・特別支援教育支援員(非常勤職員)に対する個別面接の実施(10月～1月)	・学校訪問による特別支援教育支援員の状況確認。 ・12月下旬～1月下旬 ・「子ども部会」定例会の開催(6回開催) ・就学サポートファイル作成評価会議の実施 (1月下旬～1月下旬) ・就学サポートファイルの作成(20名分) ・関係機関との連携を活用した教育相談の実施(随時)	・各関係機関との連携を深めながら就学相談を積み重ねること、幼児期から学習期へのスムーズな移行ができた。 ・各校における個別の支援計画などを活用した指導・支援の適切な引き継ぎや個別の指導計画を基にした支援の在り方についての検討については、今後も継続して取り組んでいきたい。		
3	教育指導課	・子どもの心身の健全な育成を図る生徒指導、キャリア教育、防災教育、食育の推進	B	・問題行動(いじめ、不登校を含む)等の未然防止、件数の軽減を目指した生徒指導の充実 ・「自分の命は自分で守る」ための判断力、行動力、実践力等の育成に向けた防災等安全教育の充実 ・本市教員のキャリア教育に対する意識の向上及び家庭や地域、企業等との連携と校種間を貫くキャリア教育の推進 ・授業における食育の充実	・小中連携を軸にした予防的支援の推進 ・具体的かつ実践的な防災教育年間指導計画の作成及び、児童生徒の実態に即した防災等安全教育の推進 ・学校が積極的に家庭や地域、企業に働きかけることによる計画的・組織的なキャリア教育の実践 ・児童生徒の職場見学・体験等の質的向上 ・県による栄養職員の加配措置の見直し	・11月中旬までに	・いじめ等防止のための学校基本方針の各校策定と、問題行動等の未然防止及び昨年度比件数減 ・SGI配置事業を中核とし、児童生徒の見守り活動の実施 ・迅速かつ実効性のある避難訓練等の実施と県が求める12時間を目安とした防災教育の実施 ・小・中学校における計画的・組織的なキャリア教育の推進、及び児童生徒の職場見学・体験等の質的向上 ・栄養教諭を活用した組織的・積極的な取組の推進	・8月3日に「居場所づくり・絆づくり」を主眼とした生徒指導主事部会で、不登校を軽減した若者との意見交換を開催 ・Y8サミットを2回開催。4つの柱に基づき、各校において実践 ・8月21日にSGI研修会を開催。地域安全マップの作成に関わる講話を実施 ・「すべての学校において、いじめ等防止のための学校基本方針を見直し」とともに、いじめ認知数の見直しを図る。7月28日には横手市いじめ対策委員会を開催 ・各校の作成した防災教育年間指導計画のチェックと指導 ・8月4日の小学生職場見学ツアー」では、58名の市内小(7年生が参加。今年は、「秋田大学」実さき印刷センター)での見学を実施し、望ましい勤労観、職業観の育成が図られた。 ・栄養教諭等による学校教育全体を通じた食の指導実施(小学校68%、中学校71%)	・1月12日に養護教諭部会と共催し、秋田大学佐々木准教授を招いた自殺予防に関する研修会を実施 ・Y8サミットを今後回数開催予定。その集大成として、12月22日C8創休横手市議会を開催 ・通学路安全推進事業とも連携し、全ての小学校で交通安全教室を実施予定。また、SGIの指導は今後も12月に第2回いじめ等状況調査を実施予定。その結果を踏まえ、2月の第2回横手市いじめ対策委員会を今年度で総括する予定 ・防災教育派遣事業の外部講師を活用した講話会の実施予定(横手市内小・増田小) ・市内小・中学校の冬季休業中に、キャリア教育の充実に係る具体的な取組を推進させる趣旨の「横手市キャリア教育研修会」を開催予定 ・校長会等の機会を捉え、食の指導に際しては100%の教職員から、「大変参考になった」「参考になった」という回答を得ることができ、概々満足といえる研修会であった。 ・栄養教諭による食の指導実施時数は小・中、その他を含め204時間。小学校は74%、中学校は100%に達している。	・すべての学校において、いじめ防止に向けた学校基本方針の見直しを図った。不登校数は昨年度とほぼ同水準に留まり、いじめ認知数は、いじめ防止等の年間指導計画を整備するよう文書で通知した。 ・各種研修会を開催し、いじめや不登校、自殺予防、事故防止に向けて、情報共有や情報交換を行った。これらの研修については、各校から1名以上の参加者があった。 ・今年度も、キャリア教育の重要性に対する意識をより一層高めるべく、各種研修会等に「横手市キャリア教育研修会」を開催した。アンケート結果からは100%の教職員から、「大変参考になった」「参考になった」という回答を得ることができ、概々満足といえる研修会であった。 ・家庭科をはじめとする各教科、PTA等、学校教育全体を通して栄養教諭を活用した食の指導の推進が図られた。	・いじめ等のない快適な学校づくりの創造に向けて、子どもたちが自ら考え行動していきという気運が高まりました。Y8サミットや横手市いじめ防止等対策委員会、本年度も継続していく。 ・「自分の命は自分で守る」意識を児童生徒にしっかりと持たせ、大切な命を失うことのないよう、防災教育や安全教育の指導を今後も充実させる。 ・「学校現場だけでなく、地域や企業もその必要性を感じて、子どものキャリア教育のために動き出している現状を理解することができた」今後、キャリア教育の進め方について、いじめ防止の観点から進めたいと考えている。今後のキャリア教育の進め方については、いじめ防止の観点から進めたいと考えている。 ・「学校現場だけでなく、地域や企業もその必要性を感じて、子どものキャリア教育のために動き出している現状を理解することができた」今後、キャリア教育の進め方については、いじめ防止の観点から進めたいと考えている。今後のキャリア教育の進め方については、いじめ防止の観点から進めたいと考えている。		

No.	課室 所名	目標項目	難易度 (ABC)	目標の内容			目標に対する活動(上半期レビュー)		目標達成の状況【output・input】		成果分析【outcome】		
				目標指標の内容	目標の基準値	目標達成時期	【現 状】	【ギャップと対策】	①達成値・実績値	②取組・行動内容			
				(何を)	(目標設定時の状態・比較実績)	(いつまでに)	(どの水準までとする・達成後)	(具体的な取組・行動の内容・スケジュールの概要など)	上期(4月～9月)の取組実績 (具体的活動・行動)	下期(10月～3月)に向けた課題と 取組の予定(具体的活動・行動)		(目標の達成状況・ 現在の状態)	(目標達成のために 行った取組・行動)
1	学校教育課	小・中学校通学路の安全対策の推進	A	小・中学校通学路の危険箇所等の改善	緊急合同点検による危険箇所74箇所のうち改善危険箇所81箇所	年度末まで	緊急合同点検による危険箇所74箇所の中の未改善箇所13箇所の改善	道路管理者、警察署、学校、PTA等による通学路の危険箇所の合同点検を実施(夏季休業中)、改善状況を確認するとともに、「横手市通学路安全推進会議」を活用して通学路の危険箇所の改善を図る。	・6/23「横手市通学路安全対策推進会議」開催 平成26年度合同点検 点検数34箇所47件中、完了9件、完了見込み28件、検討中8件、対策不要2件を確認し、引き続き改善の対策にあたることとした。 ・7/13「横手市通学路安全推進事業説明会」開催 通学路合同点検の実施(8月実施済)、アドバイザーによる実地踏査・全小学校の交通安全教育(9・10月実施)の実施を確認した。	・優先順位の高い危険箇所については、今年度予算で対応するよう働きかける。また、次年度以降の整備となる箇所については、予算措置について関係部署に継続して働きかけていく。 ・通学路の危険箇所等の状況を把握し、関係機関へ徐置、排置等の実施を依頼する。	緊急合同点検による危険箇所未改善箇所13箇所の内、 ・実施中、実施見込、代替対策 ・11/9「市通学路安全推進会議」を開催 今後の要改善箇所、改善方法の確認を行い改善を要望 ・9/9～10/22市内全19小学校において「わりわりジョーズ」を使用した道路横断シミュレーションを児童に体験してもらい、道路横断方法の再確認を行った。	・8/5～8/24 関係者による日中の通学路の合同点検を実施 ・9/6横手南小、10/5植田小、10/19吉田小の登校時の通学路の危険状況を関係者で確認 ・10/29植田小、11/30増田小の「通学路安全推進連絡協議会」を開催し、関係者により危険箇所の改善方法について協議 ・11/9「市通学路安全推進会議」を開催 今後の要改善箇所、改善方法の確認を行い改善を要望 ・9/9～10/22市内全19小学校において「わりわりジョーズ」を使用した道路横断シミュレーションを児童に体験してもらい、道路横断方法の再確認を行った。	・1件を除いて危険箇所の改善の見込みが立ち、通学路の安全性を向上できる見込みである。 ・改善困難箇所の1件は、横断児童数が少ないため困難との回答が出ている。
2	学校教育課	スクールバスの安全で適正な運行管理	A	①スクールバスによる事故の根絶 ②横手北小スクールバス運行内容の決定 ③スクールバス運行方法等の検討	①平成26年度 交通事故件数1件 ②未定 ③検討継続	年度末まで	①交通事故件数0件 ②横手北小スクールバス運行内容の決定・周知 ③検討継続	①スクールバス運転手に対し、交通法規を順守するよう、安全運転講習会を開催 ②横手北小のスクールバスの運行計画を学校、PTA等へ周知 ③バス運行の一部民間委託と運行基準について、引き続き検討する。	・4/1 スクールバス運転手39名に対し、安全運転の意識を常に持ち続け、交通事故を起こさないよう注意喚起するとともに、登下校前の車両点検を必ず行うよう指導(平成27年9月末現在事故2件)	・スクールバス運転手に対し、安全運転講習会を実施する。(10/13開催予定) 横手警察署、市人課より講話 ・運転手の体調管理を徹底するよう働きかける。また、特に冬期間の運転について細心の注意を払うよう指導する。 ・横手北小のスクールバス運行計画をPTA等へ説明し、理解を得る。(12月予定) ・バス運行の一部民間委託については、協議を保留中であるが、今後検討を行う。	①交通事故件数4件 ②横手北小スクールバス運行内容を決定し対象者の保護者の理解が得られた。 ③業務委託について財政課協議の準備を整えた。	①10/13 全運転手を対象に安全運転講習会を実施 ①事故発生に度、また、長期休業明けに全運転手に対し安全運転の徹底を通知 ②12月のPTA集会で意見を聴き、2/11の入学説明会において運行内容を説明 ③1月に大仙市の委託状況の情報収集を行った。	①安全運転の徹底と事故防止を数多く通知することにより、児童・生徒乗車中の事故はなかった。しかし、児童・生徒が乗車していない状態での初歩的な操作・運転ミスによる事故が発生してしまった。 ②横手北小スクールバスを運行し、長距離通学者の負担の軽減と通学の安全を確保できた。 ③今後の運営方針を決定するための資料を取ってきたので、これを基に適正な運行と安全対策の推進を検討することができる。
3	学校教育課	小児生活習慣病予防対策の充実	A	肥満傾向児童生徒の改善指導	平成26年度肥満傾向(20%以上)の児童生徒の出現率の割合 小学校 11.79% 中学校 11.43%	年度末まで	肥満傾向児童生徒の出現率10%未満	「横手市小児生活習慣病予防対策会議」を開催し、メンバーである医師会、学校、PTA、保育所(園)、幼稚園、保健師、栄養士等が連携すると共に、今年度検査項目を増やして予防対策の充実を図る。	・6/29「第1回横手市小児生活習慣病予防対策委員会」を開催 今年度の実施内容について確認し、市全体で子どもたちの生活習慣病予防対策に取り組むこととした。	各部署において、肥満児傾向の子どもや保護者へ個別指導や相談などにあたり、生活習慣病の予防対策を講じていく。また、予防対策委員会として、事業内容・効果を検討し今後の事業展開について協議する。 ・第2回予防対策委員会 10/26開催予定	4月検診時における肥満傾向(20%以上)児童生徒の出現率 小学4年生 12.58% 中学1年生 11.91%	・12～2月 調理実習を6校で実施 ・10/26、2/22「小児生活習慣病予防対策委員会」を開催し、今年度の現状分析及び来年度の実施内容と計画について協議	・出現率は、対象者が毎年違うため、目標とするためには対象者の前数年の数値の比較検討が必要である。 ・定期健診、予防検診、調理実習を行うことで、児童・生徒及びその保護者に対し、生活習慣病についての関心を高め、意識付けすることができた。
4	学校教育課	幼児期の教育・保育の質の向上のための支援の実施	A	入学の際の小学校と保育所等との連携が弱い。	入学の際の小学校と保育所等との連携が弱い。	年度末まで	・小学校及び保育所等の現状確認 ・関係部署(教育指導課、子育て支援課等)との連携 ・市保育協議会等への説明 ・小学校及び保育所等の円滑な接続のための異事業活用の推進 ・支援を必要とする児童の確認と早期対応に向けた保育所等訪問	・7月～9月就学時健診に向けて、市内保育所等を訪問し年長児の状況等を確認	・幼児小に対し、連携状況についてのアンケート実施 ・小学校に対して、幼児小相互理解を深めるための異研修会への参加を奨励(H26:3施設3人・H27:19施設20人) ・8/19市内小学校教職員を対象に「幼児小連携」に係る相互理解のための研修会を開催 ・8/27「横手市保育協議会」所長研修会において、特別支援教育担当及び学校教育指導員による講話を実施 ・7月～9月就学時健診に向けて、市内保育所等を訪問し年長児の状況等を確認	・幼児小連携に向けた活動を充実させるための新規事業や既存事業の見直しを提案していく。 ・小学校教諭等の専門部会の設置。 ・就学時健康診断開催方法の検討。 ・幼児等に対して、教育委員の関わり方の検討	●アンケートの実施 ①H27.4.23幼児小円滑な接続に向けた取組について ②H27.10～11月年長保護者 ③H28.2.3幼児小の連携について ●H27.7～9月保育所等施設訪問(就学時健診に向けた児童の状況確認)と小学校への情報提供 ●研修会の開催 ①H27.8.19幼児小連携に係る相互理解のための研修会(対象:市内小学校教職員) ②H27.8.27特別支援教育及び小学校の状況についての講話(対象:保育所長等)に対して横手市保育協議会研修で実施する。	・個々の状況に必要な学びやすい環境を整備したことにより、要支援児童の就学による更なる成長が期待される。 ・小学校教諭による幼児小連携のための研究会がH28.4に設立される見通しとなり、相互理解と連携の充実が期待される。 ・連携、相互理解、交流の在り方等今一度、すべての意義を考えたうえを意図づけなければならないと思われる。今後、様々な確認課題を検討し、充実に向けた更なる方策の検討が必要である。	

No.	課室 所名	目標項目	難易度 (ABC)	目標の内容				目標に対する活動(上半期レビュー)		目標達成の状況【output・input】		成果分析【outcome】	
				目標指標の内容 (何を)	目標の基準値 (目標設定時の状態・比較実績)	目標達成時期 (いつまでに)	目標値 (どの水準までどうする・達成後の状態)	目標達成のための具体的方法 (具体的な取組・行動の内容・スケジュールの概要など)	【現状】 上期(4月～9月)の取組実績 (具体的活動・行動)	【ギャップと対策】 下期(10月～3月)に向けた課題と 取組の予定(具体的活動・行動)	①達成値・実績値 (目標の達成状況・ 現在の状態)	②取組・行動内容 (目標達成のために 行った取組・行動)	③目標達成による成果 (目標の達成による効果、 目標達成できなかった事由)
				1	学校給食課	学校給食における子どもの食物アレルギーへの適切な対応	A	食物アレルギーを持っている児童生徒への対応	平成26年4月策定の「学校生活における食物アレルギーへの対応マニュアル」に基づき対応	通年	各小中学校養護教諭の共通理解と、各給食センターや各小中学校の確実な対応	・アレルギー調査票等の提出 ・個別面談の実施 ・詳細献立表、献立材料表の配布 ・調理から喫食までの点検確認	・関係者間で行き違いのないようマニュアルを一部改訂 ・栄養士の個別面談4件 ・保護者、学校からの相談に栄養士が随時対応
2	学校給食課	学校給食における危機管理の徹底	A	異物混入、食中毒、ノロウイルス対応	平成27年3月策定の「学校給食における危機管理マニュアル」に基づき対応	年度末まで	秋田県版ハサップの認証を取得する	・平産地域振興局福祉環境部(横手保健所)との連携	・マニュアル作成のため、各給食センターからの資料収集 ・県版HACCP認証導入推進事業の活用	・設備的な改善個所の把握 ・マニュアル、記録様式の検討 ・承認機関への申請	・12月にハサップ認証申請書を提出し、現地調査を受け、3月の審査会で承認された。	・認証基準を満たす様、マニュアルを修正、実践し、衛生管理水準の向上を図った。	・マニュアルに基づき衛生管理を徹底することで、より安全な給食に資することができた。
3	学校給食課	学校給食費未納の抑止活動及び滞納・未納者への納付相談	A	学校給食費滞納額縮減と滞納者への対応強化	滞納繰り越分の収納率20.0%(過去5年の平均)	年度末まで	滞納者繰越分の収納率向上(目標収納率20.0%)	・計画的、継続的に電話や書面により督促を行う。 ・2か月口座振替できなかった場合、学校集金に切り替え収納向上を図る。	・滞納繰り越分の収納率10.0% ・市債権一元化に向け、他部局と連携して検討	・滞納者の固定化により収納率の向上は難しい状況にある。 ・目標に向け電話や訪問など、細やかな対応を継続する。 ・市債権一元化に向けた検討を継続	・滞納繰り越分の収納率は2月末現在で17.3% ・積手市債権の管理等に関する条例が制定された。	・根気強く電話による催促や訪問を行った。 ・関係部局と連携して検討を継続した。	・滞納者の固定化もあり目標に届かなかった。 ・いつから、どのような形で移管するかなど、具体的事項が決まっていない。
4	学校給食センター	子どもの心身を育てる安全・安心な学校給食の提供	A	食中毒等事故の未然防止	施設、調理機器等の衛生管理及び調理員の健康管理を徹底している。	通年	事故発生ゼロ	・毎朝の健康チェック ・毎日のミーティングでの作業内容の確認 ・調理場内の点検や消毒 ・衛生管理研修の受講 ・食材放射線量の測定 ・食物アレルギー疾患への対応	・ノロウイルス流行期となる10月から3月までの検査費用を補正 ・7月から8月にかけて調理員が研修会に参加(4回)	・ノロウイルスの流行期に入るの で、給食センターの衛生管理の徹底と、学校での手洗い等の呼びかけ	・食中毒等事故が無かった。 ・調理員の資質の向上	・10月から3月まで全従事者を対象にノロウイルス検査を実施し、安全を確認しながら各給食センターが運営された。 ・各種研修会に参加し、知識を深めた。	・ノロウイルス検査は安全面の確認に有効であり、来年度以降も継続する。
5	学校給食センター	各給食センターの食材購入単価の平準化と地場産野菜の使用拡大への取り組み	A	各給食センターの食材購入単価や地場産の使用率	各給食センターで単価が違い、地場産の使用率も違う。	通年	各給食センター間で定期的に単価や地場産の使用について照会を行い平準化・拡大する。	・随時、食品業者や農家会等と打ち合わせを行う。(単価情報や作付情報など)	・農家会との打ち合わせ会の実施(2回) ・農家会からの供給見込みの確認	・農家会では1月から3月までの間、納品できる作物がなくなる。	・平成26年度と比較すると、各給食センター間で単価は平準化されつつある。 ・農家会が横手給食センターだけでなく、他の3センターにも納品	・毎月の栄養士部会で単価照会を行った。 ・農家会が3センターを回って営業活動を行った。	・詳細に渡った単価照会を行う必要がある。 ・農家会からの納品は増えているが、市内青果店とのバランスを考慮する必要もある。